

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇児童相談所が保有する〇〇〇〇への援助方針」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成24年6月29日付けで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し平成24年5月1日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「〇〇児童相談所が保有する〇〇〇〇への援助方針」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成24年6月29日付けで本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 代理人は、行政不服審査法に基づき、平成24年7月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年10月31日付けで代理人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年11月27日、実施機関からの意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年4月18日、実施機関からの意

る。

(3) 代理人のその他の主張について

ア 代理人は、児童Aに知らせないことを条件に開示するなど柔軟な対応をすべきである旨主張する。

しかし、実施機関において開示された保有個人情報の流通範囲を限定することは不可能であることから、かかる主張は採用し得ない。

イ 代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 9月13日	諮詢を受ける（諮詢第69号）
平成24年 9月13日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年11月 1日	代理人から意見書を受理
平成24年11月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成25年 3月 7日	審議
平成25年 4月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成25年 5月16日	代理人による意見陳述及び審議
平成25年 7月18日	審議
平成25年 8月 7日	答申